

質問 4 農政問題について

(1) 新たな農業政策への対応について (県では関係団体等と連携してどのように新たな農業政策の周知や調整などを具体的に対応していこうとしているのか。また、新たな農業政策で減少が見込まれる所得を、具体的にどのように確保させようとしているのか。)

農林水産部長答弁 県では、関係機関・団体で構成する『岩手県元気な地域農業推進本部』を設置。地域の水田や国等の支援制度を活用した農業者の所得拡大や、農地中間管理事業を活用した農地集積等による経営体質強化・小規模農家も含めた営農展開等を基本的な考え方として、具体的な取組方向の検討を進めている。地域の農業者に対しては、市町村等の協力も得ながら、集落座談会等の機会を活用し、新たな制度の周知徹底や営農相談等の取組を進めている。また、土地利用型作物では、経営規模拡大やコスト低減を進めるとともに、産地交付金を活用した作物の導入拡大や園芸など収益性の高い作物の導入などを進め、農業者の所得確保できるよう取り組んでいきたい。

(2) 集落営農の組織の法人化について (新たな農業政策も踏まえ、集落営農組織の法人化をどのように指導していくのか。)

農林水産部長答弁 本県の集落営農組織の法人化割合は、約 8 割が法人化に至っていない。県では、集落の合意形成の中心を担うリーダーとしての資質向上に必要な講座の開催、組織の運営方針、生産販売計画などを盛り込んだ経営計画作成に向け集落内での話し合い促進、園芸作物の導入や 6 次産業化の取組等の実践活動の支援等を通じて、法人化を促していきたい。

(3) 農業の経営者育成について (農業施策の転換に際し、通年雇用できるような規模の法人経営を展開し得る経営者の育成に取り組む考えがないか。)

農林水産部長答弁 県では、企業的な経営を目指す若い農業者等を対象に『いわてアグリフロンティアスクール』を開設し、経営全般にわたる講義や農業ビジネス戦略計画の作成など実践的な講習を通じ経営者として求められる能力の向上・習得に取り組んでいる。修了生のネットワークづくりや異業種経営者等との交流機会も設ける。

質問 5 農林水産物の輸出について

(1) 米国でのプロモーションを通じた所感について (先般、知事は米国ロサンゼルスにおいて、牛肉を始めとする研鑽農林水産物のトップセールスによるプロモーションを展開されたが、かの地での知事の所感を示されたい。)

知事答弁 現地日系スーパーで『いわて物産フェア』を開催。又、市内のホテルでレストランや牛肉の卸業者等流通関係者を招待したレセプションを開催し、県産食材の優れた品質や安全・安心への取り組みなどをアピールした。レセプションでは、世界的に有名なシェフに『いわて牛』を使った料理を提供してもらい、地元メディアも含め多くの方々に、『いわて牛』の素晴らしさをよく理解していただけたものと考えています。現地の牛肉卸業者への『いわて牛』の販売促進の協力要請では、「ブランドとして紹介していきたい」との姿勢であったことから、米国での輸出拡大に繋がるよう、関係団体等と連携しながら、販売促進の働きかけを継続していきます。

(2) 県産農産物輸出の現状について (本県の米・りんご及び牛肉など主要品輸出の現状と課題について示せ。)

農林水産部長答弁 県では、官民で構成する『いわて農林水産物輸出

質問 6 子ども・子育て支援制度について(1) 新制度への対応について

保健福祉部長答弁 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準の条例化や「県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定などに取り組むこととしている。**(2) 認可外保育園施設について** **保健福祉部長答弁** 認可保育所へ移行を希望し、設置運営基準を満たす見込みのある場合、認可に当たったの移転費・調査費を補助されるもの。また、認可外保育園施設が、小規模保育を実施する場合、運営費などの補助が可能となる。

(4) 中山間地域におけるほ場整備の加速について (新たな農業政策の影響を強く受けると考えられる中山間地域においてほ場整備をどのように加速させるか伺う。)

農林水産部長答弁 県では、急勾配、農地分散など中山間地域特有の条件を勘案した整備手法の導入や、農地利用集積の達成度合いに応じた促進費の交付による農家負担の軽減など、ハード事業とソフト事業を総合的に推進することとしており、農地中間管理事業も活用しながら、中山間地域の基盤整備を進捗させていく考え。

(5) 新たな日本型直接支払制度の活用について (新たな日本型直接支払制度の活用に向けて取組面積を拡大させるため、県としてどのように対応していくか。)

農林水産部長答弁 今回創設された『農地維持支払』をできるだけ多くの地域で導入していきたい。すでに『農地・水保全管理支払』などの取組が定着している地域では、説明会や手引きなどの配布等を通じて、新制度の活用を促進する。一方、取組が少ない地域では、新制度の内容や効果等を説明するとともに、個別相談などにより導入に向けた合意形成・組織づくりを支援して参る。

(6) 2月15日から16日の大雪等による農業関係被害について (県北、沿岸を中心に農業関係被害が発生しているようであるが、その状況と今後の対応について伺う。)

農林水産部長答弁 2月24日現在、被害総額は約1億2500万円で、主な被害は①パイプハウスや畜舎等の倒壊・破損の農業施設関係被害が、洋野町等13市町村で336棟、被害額は約100万円。

②停電や集乳車の通行不能による生乳廃棄等の畜産関係被害が、岩泉町など9市町村で11トン、被害額は約100万円。

被害への対応については、農業共済や生乳運送保険の円滑な支払いを要請するほか、農業用ハウスの再建助成等、国の被災農業者への支援対策の導入を図るなど、今後の営農に支障が生じないよう、必要な対策に取り組んでいく。

促進協議会』を主体として、東南アジアを主な取組対象として輸出促進に取り組んでおり、主要品目の昨年12月末時点での輸出状況は、りんごは前年並みであるものの、米は対前年度比107%、牛肉は138%と前年度を上回って推移しています。今後の輸出拡大に当たっては、輸出先の開拓に向けた販売チャネルの確保や品目の絞込みのほか、既存の取引の拡大に向けた現地の卸売業者、レストラン関係者等との結びつきの一層の強化などが必要と考えている。

(3) 県産農産物の輸出拡大について (これまでのトップセールスや『和食』がユネスコ無形文化遺産に登録されたことなどを踏まえ県産農林水産物の輸出拡大に今後どのように取り組んでいく考えか伺う。)

農林水産部長答弁 これまでのトップセールスを通じて構築されてきた卸売業者やレストラン関係者などとの人的ネットワークや、ユネスコ無形文化遺産登録による日本食や日本食材への関心の高まりを、輸出相手先の関係者を招へいしての産地見学会や商談会の開催、本県の郷土料理の紹介を交えての県産食材のアピールなどの形で最大限に活用しながら、県産農林水産物の輸出拡大を図って参ります。

質問 7 NPO法人の指導について (1) 事業委託の手続きの適正化について

政策地域部長答弁 新たにNPO法人などとの事業契約等に改めてガイドラインを通知。市町村の各部署と共有され、適切な契約が行われるよう周知を図る。**(2) 県外NPO法人の従たる事務所の設置について** **政策地域部長答弁** 関連法令には従たる事務所を設置する基準などはなく任意に設置。特に県外団体の場合には、実態を把握して慎重に判断していくことが必要である。